

## 指定介護老人福祉施設

### 『特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの里』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

( 山形市指定 0670100742 )

#### 目 次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 当施設が提供するサービスと利用料金
5. サービス利用にあたっての留意事項
6. 緊急時の対応
7. 非常災害対策について
8. 拘束禁止及び人権擁護について
9. 高齢者虐待防止について
10. サービス提供の記録
11. 秘密保持について
12. 個人情報の保護について
13. 社会福祉法人軽減制度について
14. 事故発生時の対応
15. 苦情の受付について
16. 連帯保証人の設定
17. 退所時の援助
18. サービス利用の終了について
19. その他

## 1. 施設経営法人

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 妙光福祉会    |
| (2) 法人所在地 | 山形県山形市蔵王上野920番地 |
| (3) 電話番号  | 023-688-6266    |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 柳 生 法 雄     |
| (5) 設立年月日 | 昭和59年9月27日      |

## 2. ご利用施設の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類    | 指定介護老人福祉施設<br>平成12年4月1日指定 山形市 0670100742  |
| (2) 施設の目的    | 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの里」は、居宅において生活が困難になった要介護者に対し、サービスを提供し、残された機能をできる限り維持していくことで自立した生活を送ることができるよう支援することを目的とする。  |
| (3) 施設の名称    | 特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの里   |
| (4) 施設の所在地   | 山形県山形市蔵王上野920番地   |
| (5) 電話番号     | 023-688-7022  |
| (6) 施設長氏名    | 柳 生 法 雄   |
| 管理者氏名        | 小 笠 原 朋 秋   |
| (7) 当施設の運営方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者が安心して生活できるよう「安全」な施設作りを目指す。</li><li>・利用者が「快適」に暮らせる生活の確保を目指す。</li><li>・利用者が常に「やすらぎ」を得られる豊かで安定した日常生活の提供を目指す。</li></ul> |
| (8) 開設年月日    | 平成5年4月1日  |

(9) 利用定員 60人

(10) 第三者評価の有無 なし

### 3. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉\*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和7年2月1日現在

職 種	指定基準	常勤	実人数	職務内容
施設長	1	1	1	施設及び職員の管理を行います。
管理者	1	1	1	施設長を補佐し施設及び職員の管理を行います。
医師（嘱託）	(1)	(2)	(2)	利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	1	1	1	利用者又はご家族に対し相談に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
介護支援専門員	1	1	1	施設サービス計画作成及び認定調査を行います。
機能訓練指導員	1	1	1名兼務	日常生活を営むのに必要な機能の減退をふせぐための訓練を行います。
看護職員	3	5	4以上 1名兼務	健康状態の維持及び疾病の早期発見と予防に努めます。
介護職員	3 : 1 (24)	28	24以上	介護や日常生活全般の世話等を行います。
栄養士	1	1	1	利用者の栄養管理を行います。

その他の職員として、事務担当者、営繕関係者、調理関係者等を配置しております。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	内 科：毎週金曜日 午後 精神科：金曜日（月2回）午前
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 A3 勤： 7：00～16：00 B1 勤： 8：00～17：00 B2 勤： 8：30～17：30 E1 勤： 9：00～18：00 F1 勤：10：00～19：00 G1 勤：11：00～20：00 H1 勤：12：00～21：00 Z1入勤：16：00～10：00 W1 勤：21：00～ 7：00 （土・日・祝日も変わりありません）
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 A4 勤： 7：30～16：30 B1 勤： 8：00～17：00 E1 勤： 9：00～18：00 F1 勤：10：00～19：00
4. 生活相談員	月～金曜日 8：30～17：30 （原則として土・日・祝日は休みになります）
5. 機能訓練指導員	9：00～18：00

## 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金 (1割自己負担分) 令和7年2月1日現在 (単位:円)

指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料金は下記のとおりとなります。但し、法定代理受領サービスの場合の自己負担額は下記の( )内に記載した料金となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 (一日につき)	5,890(589)	6,590(659)	7,320(732)	8,020(802)	8,710(871)
精神科医療養指導加算(一日につき)	精神科を担当する医師による療養指導が月に2回以上行われている場合に算定 50(5)				
初期加算 (一日につき)	入所した日より30日間(30日を超える入院後に再入所した場合も同様)において算定 300(30)				
外泊時費用 (一日につき)	入院や外泊をした場合、初日と最終日を除き介護福祉施設サービス費に代えて算定(ひと月に6日間まで) 2,460(246)				
看護体制加算(I)ロ (一日につき)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定 40(4)				
日常生活継続支援加算(I) (一日につき)	以下の(1)~(3)を満たした場合に算定 360(36) (1)介護福祉施設サービス費を算定していること (2)次の①~③のいずれかに該当すること ①算定日の属する月の前6ヶ月間又は12ヶ月間における新規利用者の総数のうち要介護4~5の占める割合が70%以上であること ②算定日の属する月の前6ヶ月間又は12ヶ月間における新規利用者の総数のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること ③痰の吸引等が必要な利用者の割合が15%以上であること (3)介護福祉士の数が常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること				
サービス提供体制強化加算(I) (一日につき)	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合に算定 220(22)				
安全対策体制加算(入所時に一回)	事故発生の防止と発生時の適切な対応について組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に算定 200(20)				
看取り介護加算(I) (一日につき)	施設内で看取りを行った場合に算定 死亡日45日前から31日前 720(72) 死亡日30日前から4日前 1,440(144) 死亡時前々日、前日 6,800(680) 死亡日 12,800((1,280)				
夜勤職員配置加算(I)ロ (一日につき)	厚生労働省の定める基準に規定する夜勤帯の職員配置基準を満たした場合に算定 130(13)				
科学的介護推進体制加算(I) (一月につき)	科学的介護情報システム(LIFE)を用いて厚生労働省にデータ提出を行い、サービスの質の向上に取り組む場合に算定 400(40)				
介護職員等処遇改善加算(I) (一月につき)	介護職員等の処遇改善に取り組む場合に算定 介護福祉施設サービス費と各加算の合計×14%				

利用料金 (2割自己負担分)

令和7年2月1日現在 (単位:円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 (一日につき)	5,890(1,178)	6,590(1,318)	7,320(1,464)	8,020(1,604)	8,710(1,742)
精神科医療養指導加算 (一日につき)	精神科を担当する医師による療養指導が月に2回以上行われている場合に算定 50(10)				
初期加算 (一日につき)	入所した日より30日間(30日を超える入院後に再入所した場合も同様)において算定 300(60)				
外泊時費用 (一日につき)	入院や外泊をした場合、初日と最終日を除き介護福祉施設サービス費に代えて算定(ひと月に6日間まで) 2,460(492)				
看護体制加算 (I)ロ (一日につき)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定 40(8)				
日常生活継続支援加算(I) (一日につき)	以下の(1)~(3)を満たした場合に算定 360(72) (1)介護福祉施設サービス費を算定していること (2)次の①~③のいずれかに該当すること ①算定日の属する月の前6ヶ月間又は12ヶ月間における新規利用者の総数のうち要介護4~5の占める割合が70%以上であること ②算定日の属する月の前6ヶ月間又は12ヶ月間における新規利用者の総数のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること ③痰の吸引等が必要な利用者の割合が15%以上であること (3)介護福祉士の数が常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること				
サービス提供体制強化加算(I) (一日につき)	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合に算定 220(44)				
安全対策体制加算 (入所時に一回)	事故発生の防止と発生時の適切な対応について組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に算定 200(40)				
看取り介護加算(I) (一日につき)	施設内で看取りを行った場合に算定 死亡日45日前から31日前 720(144) 死亡日30日前から4日前 1,440(288) 死亡時前々日、前日 6,800(1,360) 死亡日 12,800(2,560)				
夜勤職員配置加算(I)ロ (一日につき)	厚生労働省の定める基準に規定する夜勤帯の職員配置基準を満たした場合に算定 130(26)				
科学的介護推進体制加算(I) (一月につき)	科学的介護情報システム(LIFE)を用いて厚生労働省にデータ提出を行い、サービスの質の向上に取り組む場合に算定 400(80)				
介護職員等処遇改善加算(I) (一月につき)	介護職員等の処遇改善に取り組む場合に算定 介護福祉施設サービス費と各加算の合計×14%				

利用料金 (3割自己負担分)

令和7年2月1日現在 (単位:円)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 (一日につき)	5,890(1,767)	6,590(1,977)	7,320(2,196)	8,020(2,406)	8,710(2,613)
精神科医療養指導加算 (一日につき)	精神科を担当する医師による療養指導が月に2回以上行われている場合に算定 50(15)				
初期加算 (一日につき)	入所した日より30日間(30日を超える入院後に再入所した場合も同様)において算定 300(90)				
外泊時費用 (一日につき)	入院や外泊をした場合、初日と最終日を除き介護福祉施設サービス費に代えて算定(ひと月に6日間まで) 2460(738)				
看護体制加算(I)ロ (一日につき)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定 40(12)				
日常生活継続支援加算(I) (一日につき)	以下の(1)~(3)を満たした場合に算定 360(108) (1)介護福祉施設サービス費を算定していること (2)次の①~③のいずれかに該当すること ①算定日の属する月の前6ヶ月間又は12ヶ月間における新規利用者の総数のうち要介護4~5の占める割合が70%以上であること ②算定日の属する月の前6ヶ月間又は12ヶ月間における新規利用者の総数のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること ③痰の吸引等が必要な利用者の割合が15%以上であること (3)介護福祉士の数が常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること				
サービス提供体制強化加算(I) (一日につき)	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合に算定 220(66)				
安全対策体制加算 (入所時に一回)	事故発生の防止と発生時の適切な対応について組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に算定 200(60)				
看取り介護加算(I) (一日)	施設内で看取りを行った場合に算定 死亡日45日前から31日前 720(216) 死亡日30日前から4日前 1,440(432) 死亡時前々日、前日 6,800(2,040) 死亡日 12,800(2,560)				
夜勤職員配置加算(I)ロ (一日につき)	厚生労働省の定める基準に規定する夜勤帯の職員配置基準を満たした場合に算定 130(39)				
科学的介護推進体制加算(I) (一月につき)	科学的介護情報システム(LIFE)を用いて厚生労働省にデータ提出を行い、サービスの質の向上に取り組む場合に算定 400(120)				
介護職員等処遇改善加算(I) (一月につき)	介護職員等の処遇改善に取り組む場合に算定 介護福祉施設サービス費と各加算の合計×14%				

## (2) その他の法定料金及び自己負担額

介護保険負担限度額について、軽減対象となる方は、以下のすべてに該当する方です。

- ・世帯全員の住民税が課税ではないこと
- ・世帯分離している配偶者の住民税が課税でないこと
- ・預貯金（現金、有価証券なども含む）などが、以下の金額を超えていないこと  
生活保護を受給されている方（第1段階）→預貯金要件なし  
市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者（第1段階）→単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円  
年金収入等 80 万円以下（第2段階）→単身 650 万円、夫婦 1,650 万円  
年金収入等 80 万円超 120 万円以下（第3段階①）→単身 550 万円、夫婦 1,550 万円  
年金収入等 120 万円超（第3段階②）→単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

利用者負担 段階	一日あたりの居住費		一日あたりの食費
	従来型個室	多床室	
第1段階	380 円	0 円	300 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方</li> <li>・生活保護を受給している方</li> </ul>		
第2段階	480 円	430 円	390 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税で合計所得と年金収入の合計 80 万円以下の方</li> </ul>		
第3段階①	880 円	430 円	650 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入の合計 80 万円以上 120 万円以下の方</li> <li>・住民税課税の高齢世帯で、特例減額措置を受けている方</li> </ul>		
第3段階②	880 円	430 円	1,360 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税世帯非課税で、合計所得と年金収入の合計 120 万円を超える方</li> <li>・住民税課税の高齢世帯で、特例減額措置を受けている方</li> </ul>		
第4段階	1,231 円	915 円	1,445 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯内に住民税課税者がいる方</li> <li>・住民税を課税されている方</li> </ul>		

その他	*電気器具使用料・・・・・・・・・・600 円+1 点 100 円/月
	*理容料・・・・・・・・・・2,300 円/1 回（理容組合）
	2,500 円/1 回（訪問理容）
	*複写物・・・・・・・・・・10 円/1 枚
	*至誠堂病院入院用品・・・・・・・・800 円
	*遺体処置料・・・・・・・・・・7,000 円
	*遺体安置料・・・・・・・・・・10,000 円/1 泊
	*エンゼルセット(浴衣、下着)3,000 円
	*家族宿泊料・・・・・・・・・・3,000 円/1 人・1 泊
	*家族食事提供費・・・・・・・・・・300 円(朝)・600 円(昼)・480 円(夕)

- \*一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は3割になります。
- \*利用料金の中には、オムツ代・洗濯代・通院介助料・入退院介助料のほか、普段の生活に必要な部分が含まれます。
- \*二重線内は、介護保険給付対象外の料金です。
- \*残置物(遺留品)の処分については、実費を承ります。
- \*嗜好品の購入、特別な食事については、実費を承ります。

### (3) 利用料金のお支払方法

料金・費用は毎月月末締めとし、施設利用料の他、医療費、理容料等を合算のうえ、翌月10日以降に請求させていただきます。振替口座はきらやか銀行を指定させていただき、25日に口座振替をさせていただきます。ただし、口座引き落としの際、1サービスにつき50円(+税)の手数料をご負担いただきます。

お振込みにてお支払い頂く場合は、下記の口座となりますが、手数料はご利用者様負担とさせていただきます。

《振込先》

きらやか銀行	桜田支店
普通預金	0067986
特別養護老人ホーム蔵王やすらぎの里	
施設長 柳生 法雄	

### (4) 提供サービス概要

主なサービス	サービス内容(概要)
施設サービス計画の立案	包括的自立支援プログラムを使用します。
食 事	<p>お一人おひとりの状態にあった食事を提供します。            特別に医療的な指導があり食事を制限されている方には、治療食の提供をいたします。また、施設から提供される以外の食事や間食を希望される方には実費で提供も行います。            食事時間は次のとおりです。                朝食 7:45～                昼食 11:45～                夕食 17:30～</p> <p>食事は、原則として食堂をご利用いただきます。            身体機能の低下により、嚥下障害が生じた場合、介護支援専門員、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員等の多職種で協議し、状態に適した形態の食事を提供します。</p>

入浴	<p>週2回の入浴または清拭を行います。  お一人おひとりの身体状況に応じた入浴形態で提供します。  * 歩行可能な方を対象にした一般浴(水・土実施)  * 座位が取れる方を対象にしたチェア浴(水・土実施)  * 座位が取れない方を対象にした臥床式特浴  (月・火・木・金実施)  上記3種類の形態で行います。  何れも時間帯は、午前・午後に分けて行います。</p>
排泄	<p>お一人おひとりの状態にあった排泄介助を行います。  オムツを使用している方については、定時でのオムツ交換のほか随時にも行います。  自立している方には随時誘導し介助を行います。</p>
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・寝たきりの方については、安静を保ち、快適でやすらぎを得られる介護の提供に努めます。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・一日3回の口腔ケアを行います。</li> <li>・清潔な寝具を提供します。</li> <li>・シーツ交換は週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。</li> <li>・自立している方には、生活にメリハリを付けていただくために朝晩の着替えを行います。</li> <li>・その他日常生活にかかる業務全般の提供をします。</li> </ul>
健康管理	<p>健康診断(年1回、協力病院へ胸部レントゲン撮影)  血圧、検温などの健康チェック  嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。  継続点滴・酸素・痛みのコントロール等、専門医療が必要になった場合には嘱託医とご家族との相談の上、対応を検討させていただきます。  *医療責任者：施設長 柳生 法雄</p>
個別機能訓練	<p>個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員、介護職員、看護職員等が協働し、利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</p>
生活相談	<p>利用者および家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。  (相談窓口) 生活相談員</p>
生きがい活動	<p>施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 音楽療法(月2回)</li> <li>② 季節行事(月1回)</li> <li>③ その他、必要時</li> </ol>
事務管理	<p>利用料金をはじめ各種税金・医療費等の支払代行業務をします。  医療保険証・介護保険証等の保管や更新業務を代行します。  各種申請業務を代行します。  財産管理についての相談・対応業務をします。  住所変更に伴う郵便物の転送を行います。</p>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での不在者投票等も行い、社会の構成員としての役割が果たせるような援助を行います。</li> <li>・社会からの疎外感をなくすため外出行事など施設外に出かける機会を多く持ちます。</li> <li>・医療機関に入院した場合、入院中はショートステイ利用者にベッドを借用します。(空床ベッドをショートステイに利用する旨の届け出を市に提出済み)</li> </ul>
-----	---

## 5. サービス利用にあたっての留意事項

利用者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活を行うこと。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- (6) 故意に施設または物品に損害を与えこれを持ち出さないこと。
- (7) ハラスメント(カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないで下さい。例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (8) サービス利用中に職員の写真や動画の撮影、録音等を行い無断でSNS等に掲載しないこと。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

## 6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師及び協力医療機関に連絡をとり、速やかに対処いたします。

内科嘱託医：妹尾 和克（軽井沢クリニック）

精神科嘱託医：渡部 由里（医療法人二本松会 上山病院）

協力医療機関：社会医療法人松柏会 至誠堂総合病院

## 7. 非常災害対策について

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 防災の対応 | 消防防災計画、自然災害に対処するための計画（BCP）を策定しています。 |
| (2) 防災設備  | スプリンクラー、火災報知器の設備を備えております。           |
| (3) 避難訓練  | 年2回の防災訓練を実施します。                     |
| (4) 防火管理者 | 峯田 文朝                               |

## 8. 拘束禁止及び人権擁護について

緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折やけがをされる恐れのある利用者の方には、ご家族の方も含めて話し合いを行いご理解を得られるように致します。

また、利用者の人権を擁護するために関係機関との連携や精神・身体・財産の保全に努めます。

## 9. 高齢者虐待防止について

事業者は利用者の方への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた対応を致します。

## 10. サービス提供の記録

- (1) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録を閲覧できます。
- (2) 利用者ご自身に関する施設サービス実施記録の複写物の交付を受け取ることができます。その場合、複写に係る実費をいただきます。

### 11. 秘密保持について

- (1) 事業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

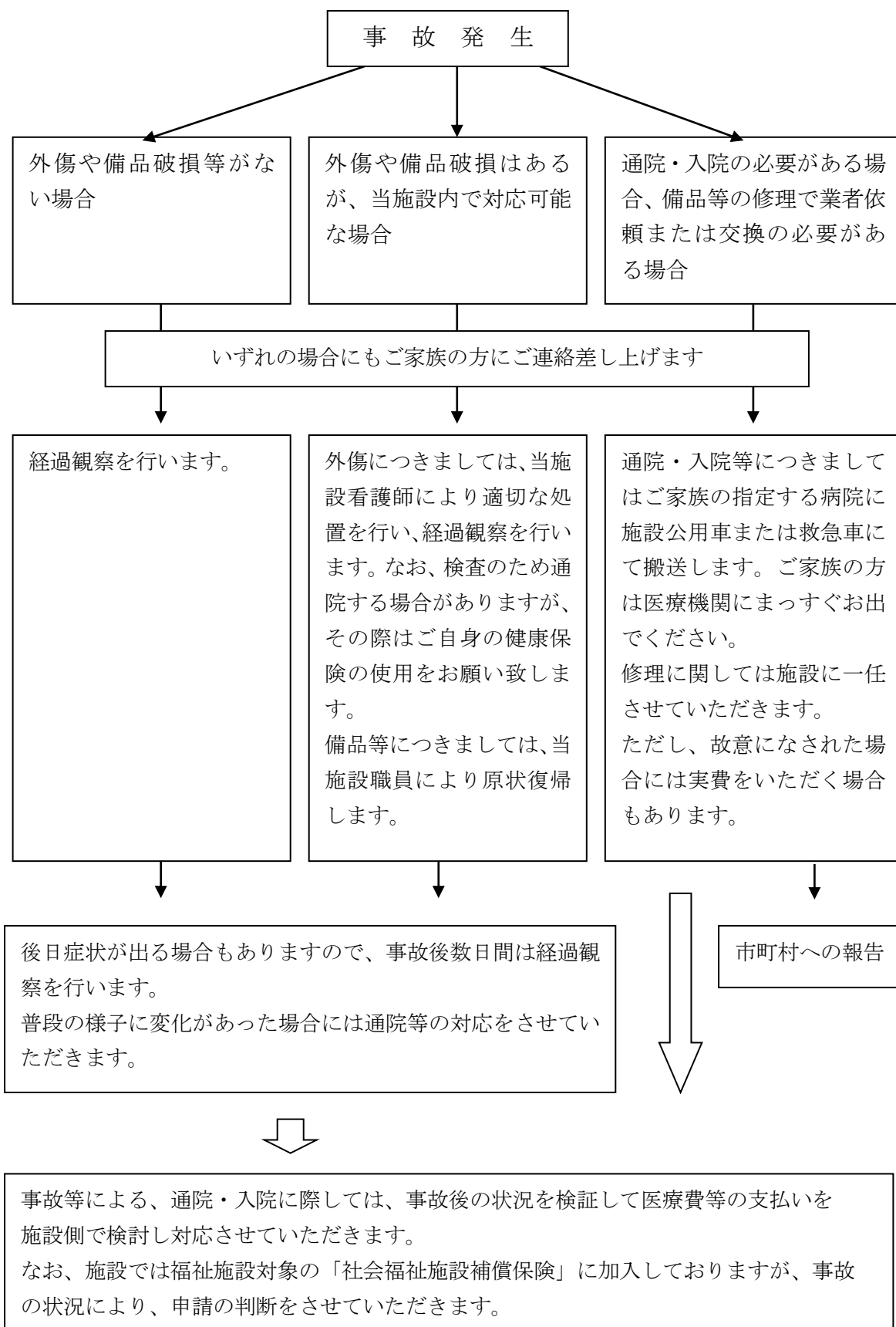
### 12. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人の情報の収集については、利用目的の達成の限度において行い、法令の定めに基づく場合以外はその都度、利用者の同意を得たうえで提供します。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報については、適切に保管します。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について当初の目的を達成し法で定められている保管期間を超えた場合は速やかに、外部漏洩しないように適切に廃棄いたします。

### 13. 社会福祉法人軽減制度について

社会福祉法人妙光福祉会は、多くの皆様にご利用いただくために社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度を取り入れております。適用になる方は山形市への申請が必要になります。

## 1 4. 事故発生時の対応



## 15. 苦情の受付について

(1) 当施設におけるお問い合わせ、苦情についての受け付け  
当施設における専用窓口は以下の担当で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口(担当者) 《管理課長補佐》 峯田 文朝
- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日  
8:30～17:30
- ・ 電話 023-688-7022

苦情解決の手順

- ① 相談・苦情受付
- ② 相談・苦情受付内容の確認と報告
- ③ 解決に向けての話し合い
- ④ 相談苦情解決の記録と報告

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

山形市福祉推進部 介護保険課・指導監査課	山形市旅籠町2丁目3-25 023-641-1212
国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6 0237-87-8006
山形県福祉サービス運営適正化委員会	山形市小白川町2-3-31 023-626-1755

(3) 山形市介護相談員が、月に1回来所しております。ご自由にご相談ください。

## 16. 連帯保証人の設定

利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定したりする能力）の欠く場合に備えて、利用者の家族などをあらかじめ連帯保証人として定めていただきます。

連帯保証人は、利用者の金銭に関するすべての事項について、連帯責任を負います。また、契約時、すでに利用者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人がこの契約を締結します。なお、連帯保証債務により連帯保証人が負う保証債務の限度額は金100万円とします。民法第465条の2（個人根保証契約の極度額の設定）

## 17. 退所時の援助

契約の終了により利用者が退所する際には、利用者およびそのご家族の希望、利用者が退所後に生活なされる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

## 18. サービス利用の終了について

サービス利用の終了については、利用料金の支払い及び居室における原状回復を以って終了とします。

## 19. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証。  
(令和7年3月1日認証更新)

\* この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

